令和5年度常滑焼総合販売戦略サポート事業 補助事業の募集要項

1 目的

常滑焼の販路拡大のための展示会の開催や出展、プロモーションに関する総合的な戦略事業を行うことにより、常滑焼の振興及び持続的発展を目的とする。

2 補助事業

(1) 補助対象者

市内で常滑焼(※)を製造または販売している事業者 ※ 知多5市5町で成形及び焼成した陶磁製の商品 (地域団体商標「常滑焼」の指定商品等に準ずる)

(2)補助期間

令和5 (2023) 年4月1日から令和6 (2024) 年3月31日

(3) 補助対象の事業

ア 国内事業

国内で開催される展示会や商談会、クラフト市等への出展など

補助対象経費	主な補助基準
①出展料	小間代、登録料など
②旅費	最短の経路で妥当な運賃とする。
	・航空機はエコノミークラス
	・鉄道の特急券は100km以上。指定席は対象外
	・自動車は移動距離(km)×10円、有料道路代
③宿泊費	連続2日以上の出展
	・1人1泊上限1万円(6泊まで)
④広告宣伝費	PR 用の経費 (合計 3 万円まで)
⑤展示装飾費、	実演は材料費などを含む (謝金は対象外)
実演費	
(- 11)	

(その他)

- ・飲食費や人件費は補助対象外とし、他の補助金との併用はできない。
- ・申請者は事業に参加し、補助対象人数は申請者を含め3人までとする。
- ・補助期間中の申請は一人1回までとする(法人も同じ)

補助率	補助対象経費の3分の1以内
補助金額	30 万円以内(千円未満切捨て)

イ 海外事業

海外で開催される博覧会や展示会、商談会等への出展など

補助対象経費	主な補助基準
①出展料	小間代、登録料など
②旅費	最短の経路で妥当な運賃とする。
	・航空機はエコノミークラス
	・鉄道の特急券は100km以上。指定席は対象外
	・自動車は移動距離(km)×10円、有料道路代
③宿泊費	連続2日以上の出展
	・1人1泊上限2万円(6泊まで)
④広告宣伝費	PR 用の経費(合計3万円まで)
⑤展示装飾費、	実演は材料費などを含む (謝金は対象外)
実演費	
⑥輸送費	輸送に係る保険料を含む
⑦通訳費	事業実施に必須なもの
⑧委託費	内訳明細書を添付する
(7 0 kle)	

(その他)

- ・飲食費や人件費は補助対象外とし、他の補助金との併用はできない。
- ・申請者は事業に参加し、補助対象人数は申請者を含め5人までとする。
- ・補助期間中の申請は一人1回までとする(法人も同じ)

補助率	補助対象経費の3分の1以内
補助金額	50 万円以内(千円未満切り捨て)

3 申請方法

(1)申請時期

申請は随時受付とし、原則、事業実施の1か月前までに事務局に申請する。なお、予算がなくなり次第、終了とする。

(2) 申請手続き

ア 申請者は、交付申請書(様式第1)に事業計画書(様式第2)、収支予 算書(様式第3)、納税証明書(市税の滞納が無い事を証明する書類)そ の他必要な書類を添えて事務局に提出する。

イ 事務局は、審査を行い、その結果を申請者に交付決定通知書(様式第 4)により通知する。

- ウ 申請者は、事業完了後 14 日以内に実績報告書(様式第 5) に収支決算書(様式第 6) その他必要書類を添えて事務局に提出する。
- エ 事務局は、審査のうえ補助金額を確定し、申請者に補助金確定通知書 (様式第7)により通知する。
- オ 申請者は、確定通知後7日以内に補助金請求書(様式第8)を事務局 に提出する。
- カ 事務局は、請求書の受領後30日以内に補助金を支払う。

(3) 報告会

海外事業は、後日、報告会にて発表する。

(4) その他

- ア 補助金交付決定後に事業内容の変更や中止などが発生した場合、速や かに事務局へ連絡する。
- イ 提出された書類は返却しない。
- ウ 申請者は、当該事業に係る書類を事業年度終了後5年間保存する。

4 問い合わせ先

常滑燒総合販売戦略サポート事業委員会 事務局 (常滑陶磁器卸商業協同組合内 常滑陶磁器会館2階) 〒479-0836 常滑市栄町3-8 電話0569-35-2455

(参考)

常滑焼総合販売戦略サポート事業委員会とは

常滑焼の振興及び持続的発展を目的に、常滑陶磁器卸商業協同組合、とこなめ焼協同組合、常滑商工会議所及び常滑市が令和元年度に組織した委員会